

第一掛金 / 070 算定基礎届・ 第二掛金 / 100 口数改定届をお送りいたします。

発送時期は3月中旬頃です。

第一掛金「070基準給与算定基礎届」と第二掛金「100第二退職給付金口数改定届」は、『2月分 掛金納付額請求書兼領収書』に同封してお送りする予定です。

諸届の提出期限について

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、ご来訪でのご提出はお控えください。

毎年3月～5月の時期は、加入者・退職者・施設の新設等の届出書類が集中いたします。

そのため円滑な事務処理が行えるよう令和5年3月15日～5月31日までの期間に提出される書類については、**郵送していただきますようお願いいたします。**

窓口での書類のご提出はお控えください。なにとぞご理解の程よろしくお願い申し上げます。

注1) 退職・異動・入会・一般給金申請等の民間共済会と福祉医療機構の「被共済職員退職届・退職手当金請求書」については、各施設・個人分を全てまとめて(同封して)共済会まで提出してください。

注2) 福祉医療機構の「被共済職員退職届・退職手当金請求書」については、共済会へお送りください。退職書類以外の各種届出書類は平成26年4月1日からは福祉医療機構に直送になっております。

なお、つぎの届出書類の提出・手続きにつきましては必ず期日までにお願いいたします。

令和5年4月10日まで

全ての施設 070基準給与算定基礎届

一部の施設 100第二退職給付金口数改定届

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に届出の必要があるもので未提出となっているものについては、

令和5年3月31日(当会到着)までにご提出ください。

外国人の方の退職給付金請求手続きについて

外国人の会員様が脱退し退職給付金をご請求される場合は、お振込先金融機関の口座名義は省略せず、全てご記載いただきますようお願いいたします。またご指定いただける口座は、日本国内の金融機関のみです。海外送金はできかねますのでご了承ください。

外国人の会員様が、ご退職日以前に母国へ帰国される等、日本国内の口座への送金ができなくなる場合は、事前に共済会までご連絡いただきますようお願いいたします。

